

住宅の耐震診断を

してみませんか？

町では木造住宅の耐震診断の補助を行っています。平成16年に発生した新潟県中越地震では1万棟を超える家屋に被害が生じ多くの方が亡くなりました。今年3月に発生した能登半島地震でも多くの家屋に被害が生じています。大磯町でも神奈川県西部地震などいくつかの地震による被害の発生が予想されています。



▲地震で1階が崩れた建物

①対象住宅

- 建築物の所有者が自ら居住しているもの
- 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅
- 地上2階建以下(地階のないもの)の在来軸組工法によるもの

※在来軸組工法とは、柱や梁等で家の骨組みをつくる工法です。

②補助の対象となる診断

- 一般診断(料金60,000円)：半日程度の現地調査を行い強度を判定する診断
- 精密診断(料金136,500円、床面積150㎡まで)：全柱の状況を調べ

る等、詳細に現地調査を行い強度を判定する診断

③補助額

延べ床面積×1,000円×2/3
(上限額は40,000円)

④補助対象者

- 町の指定した設計事務所による耐震診断を行う者
- 町税等を完納している者

⑤申請書受付期間

7月から毎月1日～10日(最終の受付は、平成20年1月まで。1月の受付は15日までです。各月の期日が閉庁日の場合はその翌開庁日になります。また、申請件数が予定件数に達しましたら受付は終了します。)

⑥予定件数

10件
応募者多数の場合は、先着順など選考基準により選出します。詳細については、問い合わせてください。

◎問い合わせ

まちづくり課 ☎内線242

住宅改修で固定資産税を減額

地方税法の改正により、バリアフリー改修及び耐震改修を行った住宅については、家屋の固定資産税について減額措置が受けられるようになりました。

バリアフリー改修に伴う減額措置

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の要件を満たすバリアフリー改修が行われた住宅については申告により、翌年度分の家屋の固定資産税が3分の1に減額されます。

◎対象要件

- ①平成19年1月1日以前から所在し、次のいずれかの者が居住する住宅(賃貸住宅を除く)
- 65才以上の者(改修工事完了日の属する年の翌年の1月1日における年齢)
- 要介護認定又は要支援認定を受けている者
- 障害者

- ②次の改修工事に該当する費用で、補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの
- 廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化

◎減額対象面積

1戸あたり100㎡まで



住宅耐震改修に伴う減額措置

平成19年1月1日から平成27年12月31日までの間に、次の要件を満たす耐震改修が行われた住宅については、申告により翌年度から最長3年間、家屋の固定資産税が2分の1に減額されます。

◎対象要件

- ①昭和57年1月1日以前から所在する住宅で耐震改修したもの。(現行の耐震基準に適合が証明されたもの)
- ②改修工事が30万円以上のもの

◎減額対象面積

1戸あたり120㎡まで
改修工事が完了した日から原則として3か月以内に申告してください。また、申告時には、申告書のほか、工事明細書、写真等、関係書類の添付が必要となります。不明な点は問い合わせ

てください。

◎問い合わせ

☎内線255・256 税務課